

最高裁秘書第3121号

令和3年10月27日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

令和3年8月25日付け（同月26日受付，第030467号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成28年3月23日付け最高裁判所事務総局経理局総務課長，刑事局第二課長，家庭局第一課長事務連絡「裁判所庁舎における逃走等防止策について」（片面で12枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には，公にすることにより公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報並びに公にすることにより庁舎管理事務及び警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており，これらの情報は，行政機関情報公開法第5条第4号及び第6号に定める不開示情報に相当することから，これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室） 電話03（3264）5652（直通）

(訟ろ－06)

平成28年3月23日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局経理局総務課長 篠田賢治

最高裁判所事務総局刑事局第二課長 福島直之

最高裁判所事務総局家庭局第一課長 和波宏典

裁判所庁舎における逃走等防止策について（事務連絡）

平成26年に発生した勾留質問室からの逃走事故を受け、各庁において、施設・運用の両面から身柄エリアを確認するとともに、参考となる改善策等があれば随時当庁に対して報告していただいているところです。報告を受けた内容からは、各庁において、丁寧な確認・点検が行われ、職員間はもとより身柄を取り扱う関係機関との間でも問題意識を共有し、施設・運用の両面で改善が進んでいるものと考えています。

もともと、逃走及び加害行為（自傷行為を含む。）の防止は、一度確認を行えば実現できるというものではありません。今後とも、裁判部と事務局が緊密に連携しながら、多角的な視点からの確認及び改善を継続的に行っていく必要があります。

つきましては、刑事局及び家庭局から従前提供した確認の際の視点について、別紙1及び別紙2のとおり、各庁から報告を受けた改善例・工夫例のうち他庁にも参考になると思われるもの（通常行っていると思われる改善例等は除く。）を付記した上で改めてお示しするとともに、各庁の報告から浮かび上がった、他庁にも参考になると思われる確認の際の新たな視点及びその具体的な改善例・工夫例を別紙3のとおり取りまとめましたので、今後、各庁において確認・点検を行う際の参考に

してください。

なお、今後の各庁における確認・点検作業において、新たに施設面での対策が必要であると判断し、その改修内容に、身柄エリア内の排煙設備の変更や、避難経路上の扉、錠の新設や仕様変更等、技術的に考慮すべきものがある場合（すなわち、庁舎整備基準に照らし、改修内容の相当性が一義的に明らかな場合、既存機器等の更新の場合や補助錠を設置する場合等以外の場合）には、高等裁判所事務局会計課を經由して経理局営繕課に相談してください。

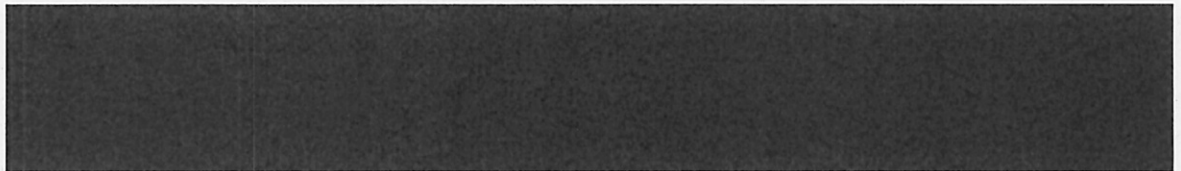
おって、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所事務局長からお知らせください。

(別紙 1)

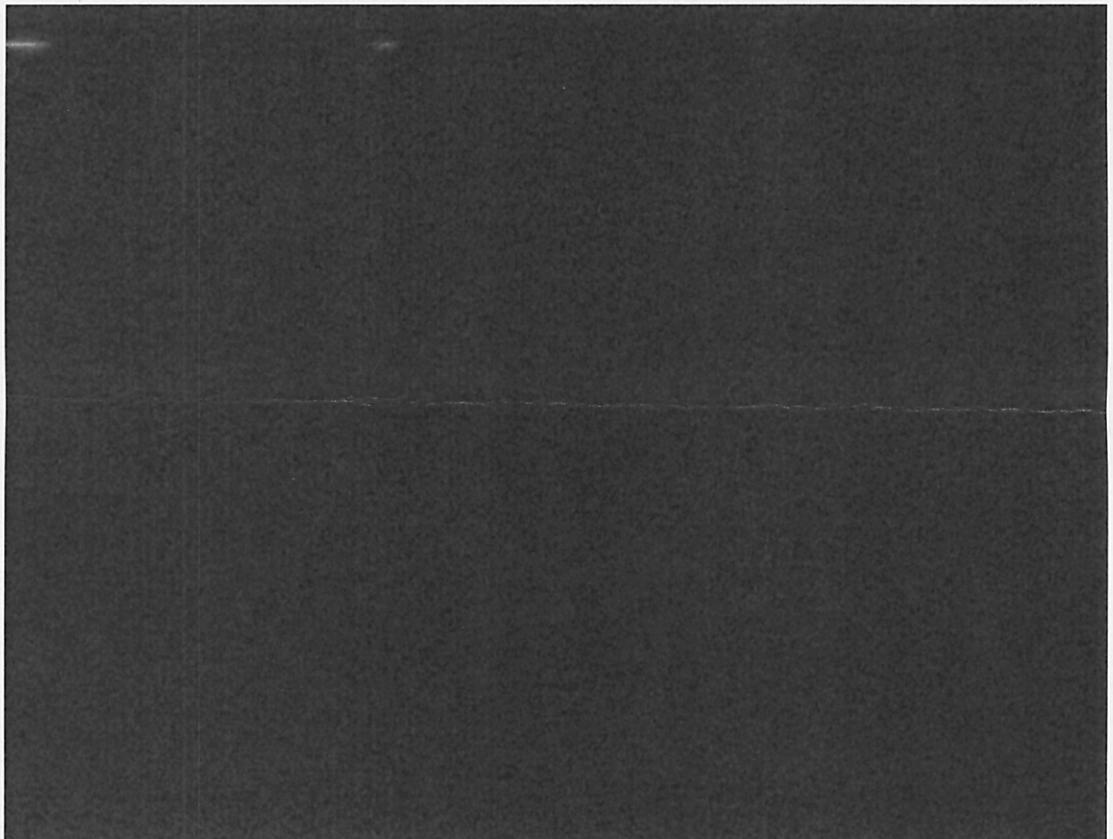
(1) 勾留質問に使用する部屋の選定について

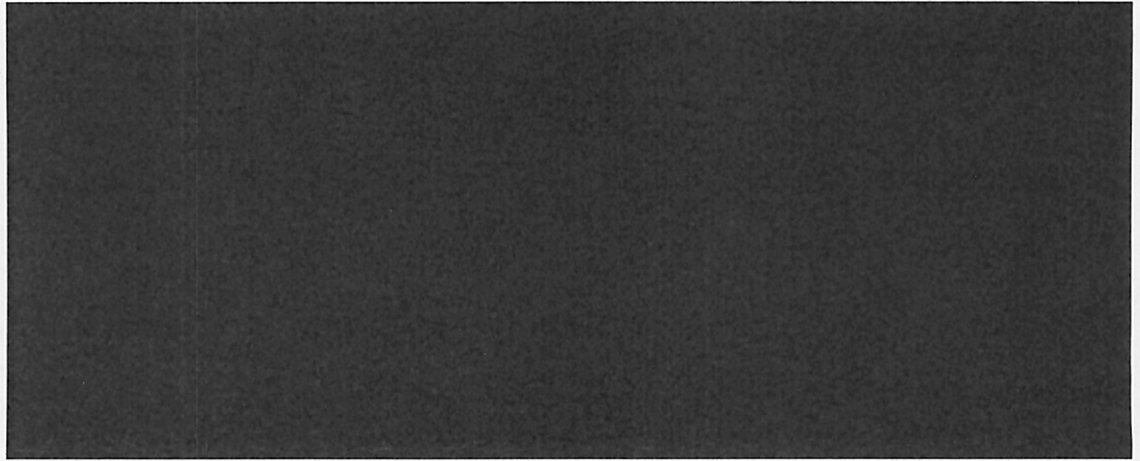
出入口及び窓からの逃走のおそれの有無・程度，加害行為に用いられるおそれのある設備及び物品の有無等を踏まえて検討した場合，現在勾留質問に使用している部屋が，他の部屋との比較において，最も事故のおそれが小さいといえるか。

(2) 勾留質問を実施している部屋における，設備や物品と被疑者等の着席位置や動線との関係について



(参考となる改善例・工夫例)





(3) 裁判所庁舎内における被疑者等の護送（押送）経路及び待機場所等について

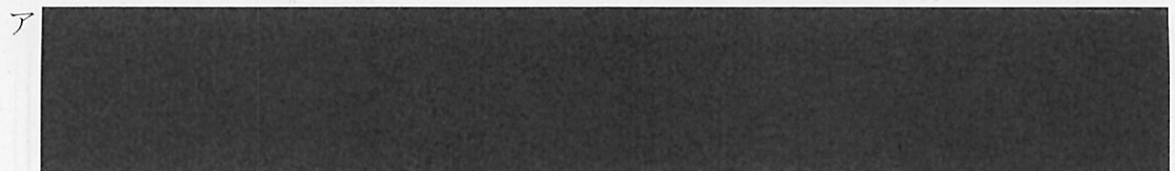


護送（押送）経路や待機場所等，勾留質問のため裁判所庁舎内にいる被疑者等が立ち寄る可能性のある場所に，事故の原因となるおそれのある物品等がないか。

（参考となる改善例・工夫例）



(4) 事故のおそれがある場合の事前の情報共有の在り方について



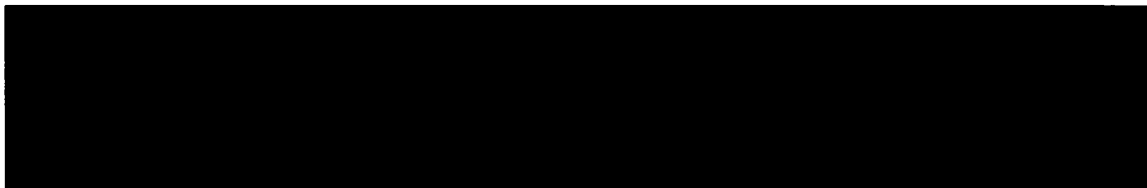
イ その情報を，裁判所内部において，必要な範囲で速やかに共有し，適切な対応を取ることができる態勢がとられているか。

（参考となる改善例・工夫例）

- ・ 勾留質問前に，裁判官と書記官で被疑者等について得ている情報がないか意見交換を行い，勾留質問手続の手順等について方針の確認を行うこととした。

(5) 事故発生時の対応の在り方について

ア



イ 対応の責任者となるべき裁判所職員及びその補助者が明確に定められ、それらの者に情報が集約され、庁内の裁判所職員が当該責任者又はその補助者の指示を受けて対応できる態勢がとられているか。

ウ 上記ア、イの態勢につき、必要に応じシミュレーションや訓練等を行うなどして、日頃から事故発生時に迅速にその役割を果たせるような備えとなっているか。

(別紙2)

- (1) 観護措置決定手続を実施する部屋（以下「観護措置室」という。）の選定について

出入口及び窓からの逃走のおそれの有無・程度，加害行為に用いられるおそれのある設備及び物品の有無等を踏まえて検討した場合，現在の観護措置室が，他の部屋との比較において，最も事故のおそれが小さいといえるか。

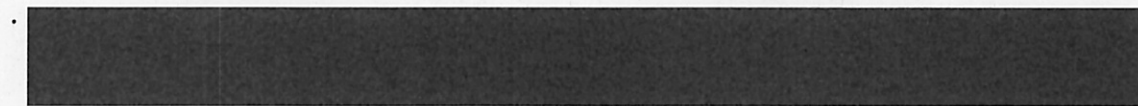
(参考となる改善例・工夫例)

- ・ 警察に観護措置室等身柄エリアを見てもらい，施錠の在り方等について助言をもらった。

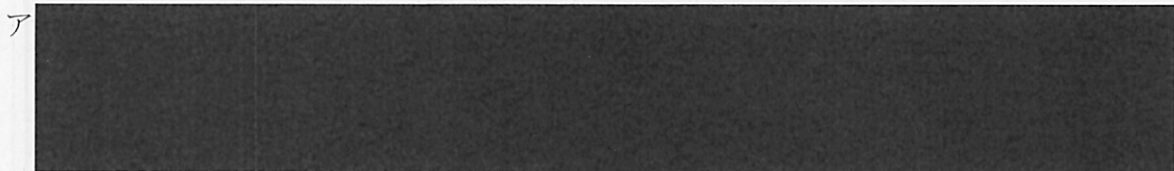
- (2) 観護措置室における，設備や物品と少年の着席位置や動線との関係について



(参考となる改善例・工夫例)



- (3) 裁判所庁舎内における警察官等の身柄送致担当者からの少年の身柄の引継ぎ等の状況について

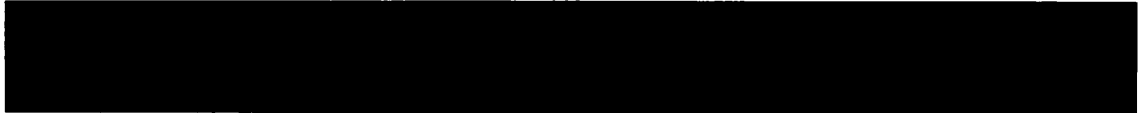


ア 身柄送致を受けた際の経路や身柄引継ぎ場所等に，事故の原因となるおそれのある物品等がないか。

- (4) 引継ぎを受けた少年の待機場所（以下「同行室」という。）の状況について

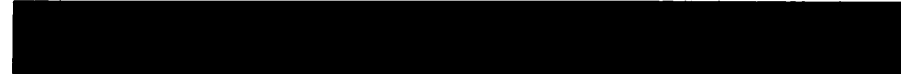
ア 同行室の出入口及び窓からの逃走のおそれの有無・程度，加害行為に用いられるおそれのある設備及び物品の有無等を踏まえて検討した場合，現在の同行室が，他の部屋との比較において，最も事故のおそれが小さいといえるか。

イ



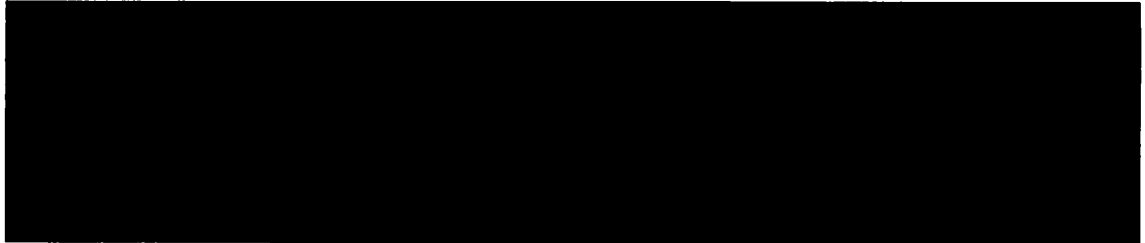
ウ 同行室やその周辺に，事故の原因となるおそれのある物品等がないか。

エ



(5) 同行室から観護措置室までの動線について

ア



イ 観護措置室までの経路に，事故の原因となるおそれのある物品等がないか。

(参考となる改善例・工夫例)



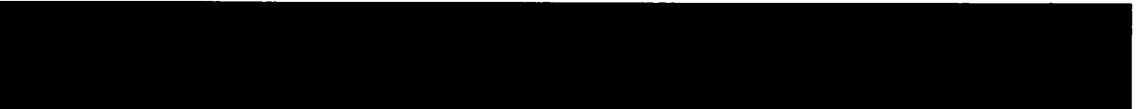
(6) 観護措置決定後，少年鑑別所までの護送（押送）の状況について

ア 手錠を用いる場合に備え，定期的に研修を行う等，あらかじめ適正な使用方法を確認しているか。

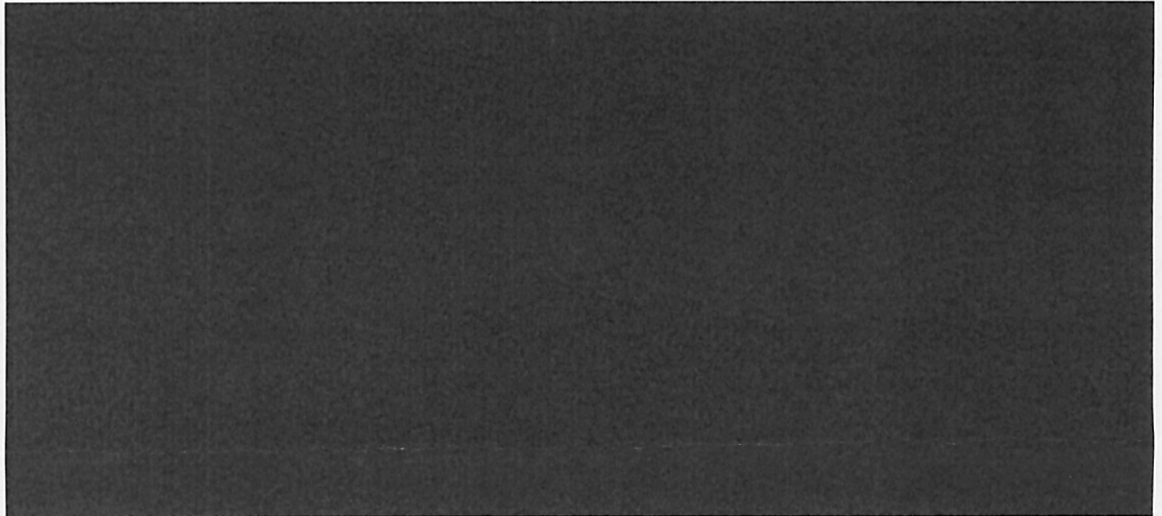
イ 手錠を実際に用いる場合には，適正な使用方法に従って使用しているか。

ウ 観護措置室あるいは同行室から護送（押送）車両まで少年を同行する際，(5)と同様の問題点はないか。

エ



オ
カ
キ



(参考となる改善例・工夫例)

- ・ 警察官による手錠や腰縄の使用方法等についての研修をビデオ撮影しておき、職員の異動等があっても、すぐに視聴できるようにしている。
- ・ 護送（押送）事務に関するマニュアルの整備を行いつつ、個別の護送（押送）事案についても、必要性に応じて担当裁判官を交えて十分に手順を検討し、運転手を含む護送（押送）担当者間での認識共有に留意している。



- ・ 少年鑑別所への模擬身柄護送（押送）を実施し、少年鑑別所との間で護送（押送）態勢について確認し、意見交換を行った。

(7) 事故のおそれがある場合の事前の情報共有の在り方について

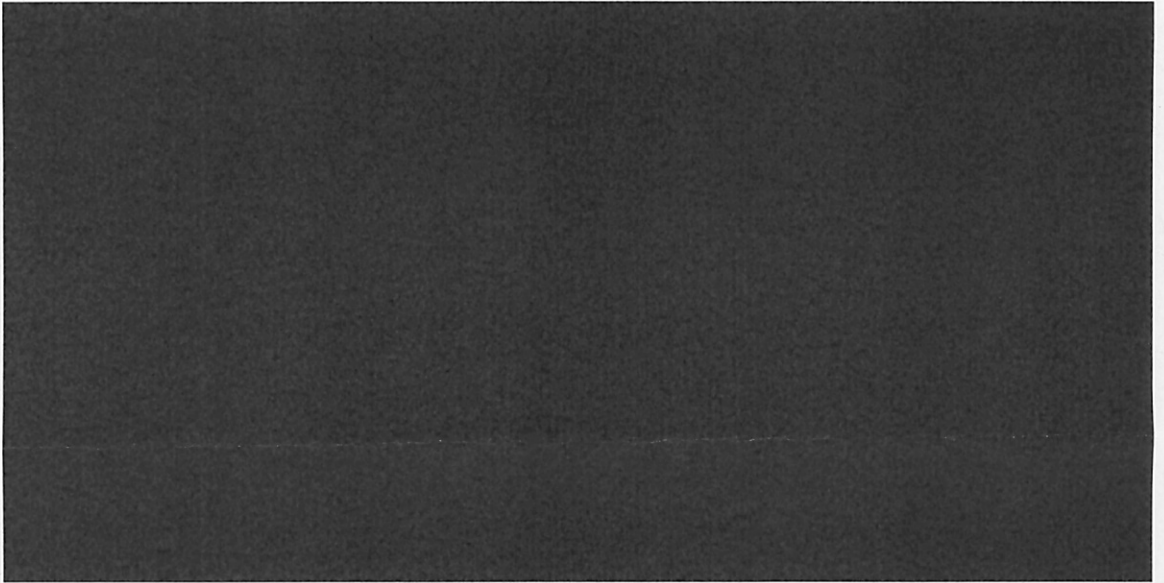
ア



イ その情報を、裁判所内部において、必要な範囲で速やかに共有し、適切な対応を取ることができる態勢がとられているか。

(8) 事故発生時の対応の在り方について

ア



イ

ウ 上記ア、イの前提として、責任者が明確に定められ、それらの者に情報が集約され、庁内の裁判所職員が当該責任者の指示を受けて対応できる態勢がとられているか。

エ 上記アからウまでの態勢につき、関係機関と調整し、必要に応じシミュレーションや訓練等を行うなどして、日頃から事故発生時に迅速にその役割を果たせるような備えとなっているか。

(参考となる改善例・工夫例)



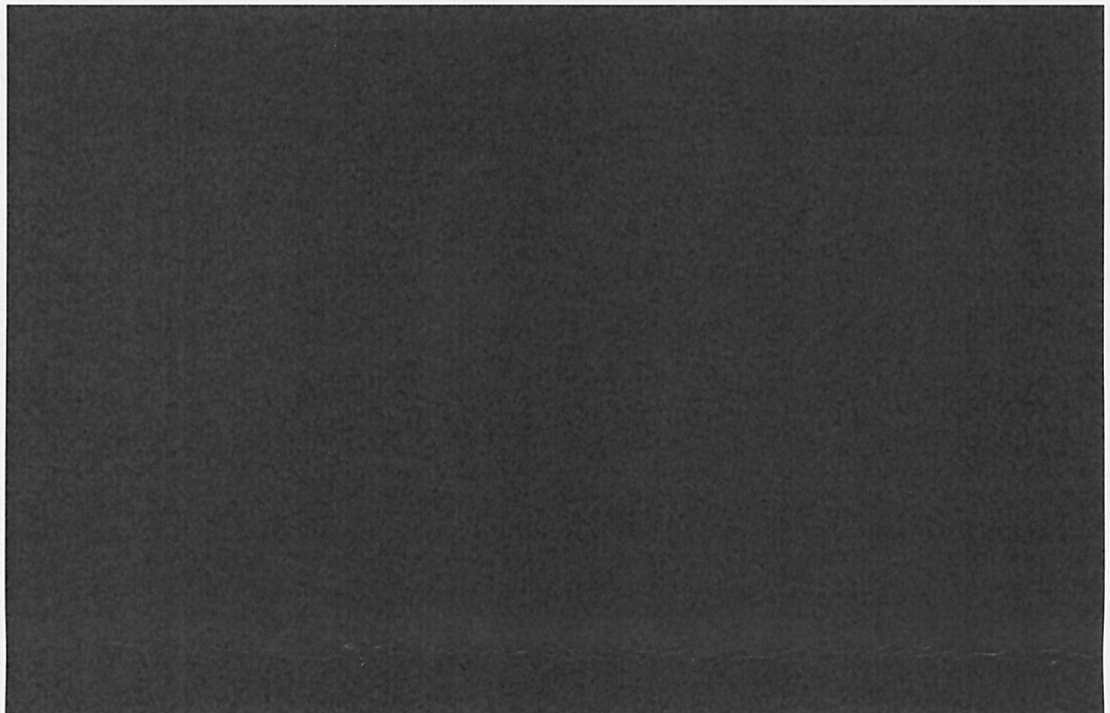
- ・ 事故発生時の対応について、事件部とマスコミ対応等を行う総務課との間で協議した上でシミュレーションを実施し、今後も定期的な訓練を行うこととした。

(別紙3)

(1) 身柄エリア全般について

施設の問題点や扉の施錠等の取り決めについて、裁判所の職員（刑事事件又は少年事件を担当する職員のみならず、身柄エリア付近で執務したり、日常的にその付近を往来したりする職員を含む。）間で共有するだけでなく、護送（押送）を担当する拘置所、警察署及び少年鑑別所と打合せを行うなどして、関係機関との間でも十分に共有できているか。

(参考となる改善例・工夫例)



(2) 勾留質問室・観護措置室について



(3) 法廷・少年審判廷について



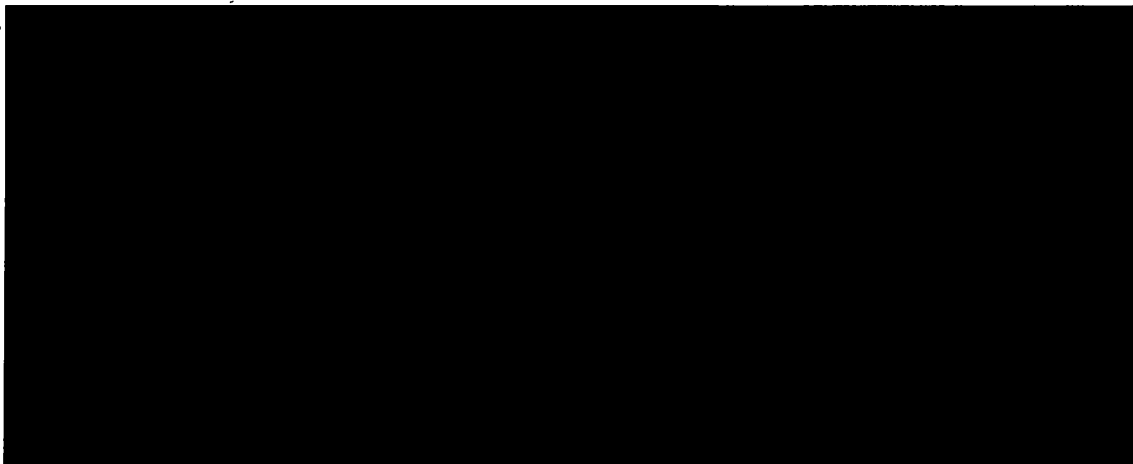


(参考となる改善例・工夫例)

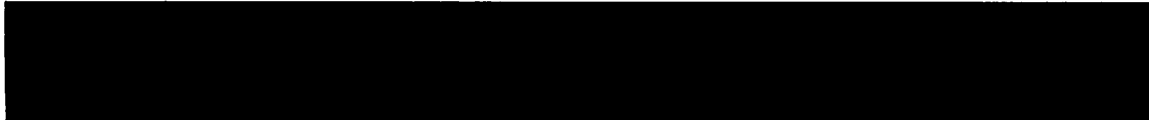


イ 法廷・少年審判廷の出入口の鍵について、施錠者及び施錠時期等をあらかじめ取り決めた上で、必要な箇所の施錠を行えているか。

(参考となる改善例・工夫例)



ウ



(4) 当直について

当直時においても、逃走等防止のための取組や、緊急事態が発生した場合の連絡体制等について、平日と同様の運用を行うことができているか。

(参考となる改善例・工夫例)



(5) 確認・点検作業について

(参考となる改善例・工夫例)

- ・ 警察及び少年鑑別所の職員に身柄の動線経路を実際に見てもらい、意見交換を行った。
- ・ 高裁において庁舎整備基準やその基準の背景にある考え方、各種手続の各段階を踏まえた確認・点検用の書式を作成し、各庁は同書式に基づいてチェックを行うことで、管内で統一的な確認、問題の把握を行えるようにしている。

